

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 21日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県豊川市大木町新道100番地

氏 名 N J T銅管株式会社

代表者の氏名 代表取締役 社長

物部 哲郎

電話番号 0533-93-2311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	N J T銅管株式会社
事業場の所在地	愛知県豊川市大木町新道100
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

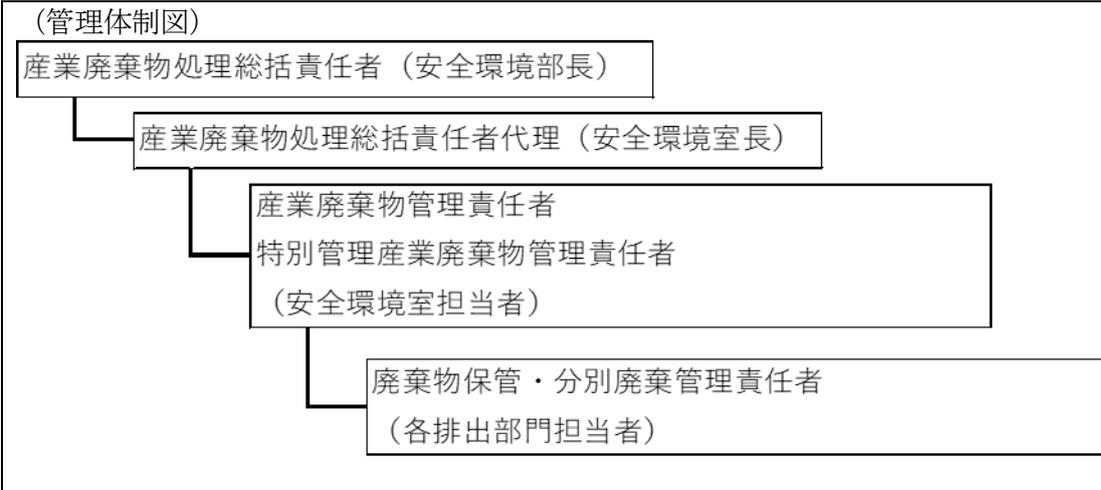
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	23 非鉄金属製造業
②事業の規模	売上高 53,957百万円
③従業員数	520人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>1)発生廃棄物 ①各種製造工程で発生する副産物、②メンテナンス等で発生</p> <p>2)廃棄物分別 ①各工場室毎で分別保管、②リサイクルセンターで分別保管</p> <p>3)処理方法選択 ①再使用、②マテリアルサイクル、③その他再資源化、④埋立の順番で検討</p> <p>4)処理 事前契約及び現地確認等で継続的に評価した ①収集運搬会社、②処理会社に運搬/処理を委託</p>

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 産業廃棄物処理総括責任者 (安全環境部長) └── 産業廃棄物処理総括責任者代理 (安全環境室長) └── 産業廃棄物管理責任者 └── 特別管理産業廃棄物管理責任者 (安全環境室担当者) └── 廃棄物保管・分別廃棄管理責任者 (各排出部門担当者)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (2021年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	特定有害廃酸
	排 出 量	31.1 t	45.8 t
	(これまでに実施した取組) 1) 有価化検討等、環境ISO活動の一環として産廃削減活動を実施。 2) 特定有害廃酸発生設備の改善を行い、発生量を削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	特定有害廃酸
	排 出 量	28.0 t	41.2 t
	(今後実施する予定の取組) 1) ムッキ液の寿命延長と再生利用の取組みにより腐食性廃酸排出量を10%削減する。 2) 特定有害廃酸発生設備の排出減少最適条件を検討する。 3) 有価化検討等、環境ISO活動の一環として産廃削減活動を実施していく。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①腐食性廃酸 ②特定有害廃酸 ③引火性廃油 ④特定有害ばいじん⇒0化済み ⑤PCB汚染物等 ⑥特定有害汚泥 に分別している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 分別の精度をあげ、地球に優しい再生利用率を上げる。		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

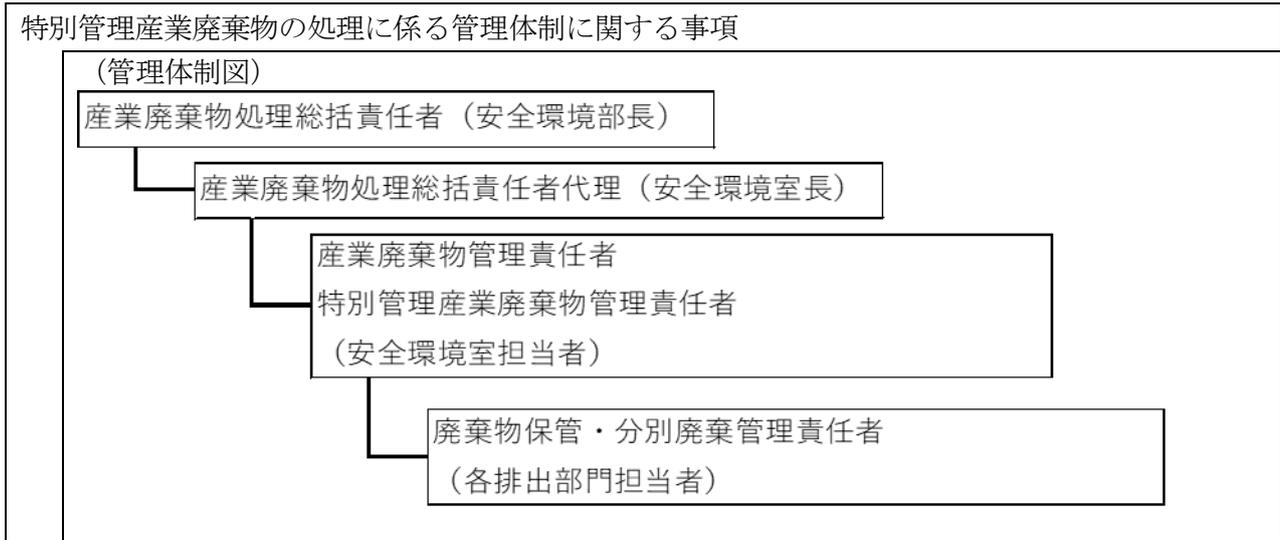


特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

② 現状	【前年度 (2021年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	P C B汚染物等
	排 出 量	0.20 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 1) 有価化検討等、環境ISO活動の一環として産廃削減活動を実施。 2) P C B含有トランス・コンデンサの計画的処理		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	P C B汚染物等
	排 出 量	0.18 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 1) 引火性廃油：代替品への切替等により購入量を10%削減する。 2) P C B含有トランス・コンデンサの処理		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	
②計画	



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

③ 現状	【前年度 (2021年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	排 出 量	2.48 t	t
	(これまでに実施した取組) 1) 有価化検討等、環境ISO活動の一環として産廃削減活動を実施。 2) 特定有害廃酸発生設備の改善を行い、発生量を削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	
	排 出 量	2.23 t	t
	(今後実施する予定の取組) 1) 特定有害汚泥発生設備の排出減少最適条件を検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	
②計画	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1) 有価化検討等、環境ISO活動の一環として産廃削減活動を実施。 2) PCB含有トランス・コンデンサの計画的処理		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	特定有害廃酸
	全処理委託量	31.1 t	45.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	31.1 t	0.7 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	45.1 t
	(これまでに実施した取組) 1) 分別保管。 2) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
② 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	P C B汚染物等
	全処理委託量	0.2 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1) 分別保管。 2) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 3) P C B含有物のJESCO登録、処理推進		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
③ 現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	全処理委託量	2.48 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.48 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1) 分別保管。 2) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	特定有害廃酸
	全処理委託量	28.0 t	41.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	28.0 t	0.6 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	40.6 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 優良認定処理業者を優先して選定する。 2) 分別保管。 3) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	P C B汚染物等
	全処理委託量	0.18 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.18 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 優良認定処理業者を優先して選定する。 2) 分別保管。 3) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	全処理委託量	2.23 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.23 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>1) 優良認定処理業者を優先して選定する。</p> <p>2) 分別保管。</p> <p>3) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	79.6 t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>1) 電子マニフェストを採用している委託先処理業者を選定する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。